

第2回武蔵野市障害者福祉サービスあり方検討有識者会議 会議要録

- 日 時 平成28年7月28日(木) 午後6時30分～
- 場 所 武蔵野市役所 412 会議室
- 出席者 原田和幸委員長 岩本操副委員長 荒武慎一委員 伊藤雪子委員  
小川一枝委員 笹井肇委員
- 事務局 吉清障害者福祉課長、中島課長補佐、馬庭課長補佐、寺井課長補佐  
菅原主任、入江主任、小磯主事
- 傍 聴 4名

1 開会  
2 福祉手当見直しの論点整理について

事務局より資料1を説明

- ・福祉手当の意義
- ・手当対象障害者の主な所得保障、負担軽減等の現状
- ・手当見直しの具体的な論点

発言者	要旨
委員長	障害者の主な所得保障として、武蔵野市独自の助成がいくつかあげられているが、地域性などがあれば補足してほしい。
事務局	心障手当は、都の制度を基準にしており金額に大きな差はないが、武蔵野市では対象範囲を少し広げていたり、所得基準を超えている方にも支給していたりする。住宅費助成は、他にやっている自治体は少ない。武蔵野市は家賃が比較的高額な地域であるため、そういったことを勘案して制度ができたのかなと思う。タクシー・ガソリン費助成は、ほとんどの自治体で助成している。武蔵野市は初乗り運賃を助成しており、特殊性が高い。対象範囲も身体手帳4級や精神手帳1級の方にも広げている。難病者援護金は、武蔵野市は公共交通機関のほかタクシーの費用も助成対象としているが、そこまで出している自治体はあまりない。
副委員長	心障手当は東京都の基準では20歳以上で所得基準内のみ対象だが、武蔵野市の場合は20歳未満まで拡大している。児童育成手当や障害児福祉手当など児童に対する手当があるなかで、支給対象を広げた背景があったのか。また、見直しにあたっての留意点として子どもの貧困対策をあげられている、心障手当との関連性があれば教えてほしい。
事務局	心障手当の制度当初まで調べきれていないが、早い段階から20歳未満に対しても支給していた。庁内の検討会議においても、年齢で制限をかけた場合、低所得者も切れてしまうのではないかと議論があった。また、障害児の学童の受け入れを増やしてきたが、親の就労というところでは厳しく、そのあたりの配慮もあったのかなと思う。
副委員長	資料1の2について、障害者の主な所得保障の項目に○や☆がついているが、

	何を意味しているのか。
事務局	☆は今回の見直しの対象となるところで、○は市でやっている助成になる。グループホームの助成は都から補助金が出ているが、都の制度ではないので○を付けている。
副委員長	障害者計画の中で障害児の親の就労支援というのがあったと記憶している。今回の手当の見直しに関して、親の就労支援も関連付けて検討するという方向性でよいか。
事務局	障害者計画では放課後等デイサービスや学童の障害児受け入れを充実させていくという記載をしている。就労している方に向けた週 5 日の放課後等デイサービスがある。今のところ受給バランスが取れているので項目出しをして強調していないが、施策の一つとしては認識している。
副委員長	給付の見直しとサービスの充実を連動させての見直しだと思うが、就労支援を手厚くし、障害児のデイサービスを充実させていけば、親の経済状況も変わっていく。いろいろな角度から見るができる。
委員長	見直しをしていく際に、親への支援を見落とさないよう整理していければいいのかなと思う。近隣の自治体とのバランスを見ながら、サービスが重複している部分を整備していくことになるが、そのあたりの確認は今までどうしてきたのか。
事務局	心障手当の見直しは庁内でも何度か議論されたが、具体的に見直すところまでいっていない。個別の議論で個別に見直すのではなく、今回のように全般的に見直しをしていかないといけない。
委員長	所得保障なのか現物給付の代替なのか、そのあたりの議論も視点によってだいぶ違ってくる。実際の生活のニーズや不自由さなど、具体的ところで確認し整理できればいいのかなと思う。

### 3 サービスのさらなる充実に向けた手当の見直しの方向性について

事務局より資料 2 を説明。

発言者	要旨
副委員長	さらなるサービスの充実ということだが、まず、今ある手当の支給があり、制度が出来た時よりだんだん現物給付が整ってきたため、その部分は手当を見直してまだ行き届いていない別のサービスに充てる。そこをしっかりと打ち出し、図などで分かりやすくした方がいいと思う。
委員長	広く浅くの部分は手を付けなければいけない。力を入れるべきところが明確になってきているので、そこに資源を投入する。どこまで打ち出しているのかということはあるが、委員のご意見を伺いたい。
委員	難病に限って言えば、所得補償から始まった福祉手当だが、障害者総合支援法ができ、難病がその枠に入り、手帳を持たなくても補装具やホームヘルプなどのサービスの対象となる。難病の対象疾患もこれまでの 56 疾患から 306 疾患に

	見直しがされ、本当に必要な方にサービスが行き届くシステムになりつつある。サービスを必要な方がそのサービスにアクセスできるような行政サービス、相談支援を図の中で示すことができるのではないのかなと思う。
委員長	相談支援の充実が全体の中でどのような意味合いを持っているのか、そのあたりを描いていただければ、他の項目に関してもイメージの共有化が図りやすいのかなと思う。
事務局	計画相談は始まったばかりで、まだ積み重ねがないのでしっかり定着させていきたい。また、難病や発達障害に対する相談支援は専門性が弱いところなので強化していきたい。
委員	心障手当は所得保障なのかどうかだが、身体手帳3、4級で20歳以上の方の金額を下げられてしまうと、グループホームは家賃がかかるので厳しい。グループホームによって家賃額は違うと思うが、武蔵野市では大体いくらぐらいか。また、武蔵野市の家賃助成は都の補助に上乘せはあるのか。
事務局	資料3で手当見直しの具体的な論点を記載しているが、全部見直すということではなく見直す可能性があるものを挙げている。また、武蔵野市のグループホームの家賃は5～6万円位で、その他光熱水費で5千円～1万円位だと思う。グループホームの家賃助成は都の制度に基づいてやっており、上乘せはない。
委員	手当を見直して減額するのであれば、グループホームで暮らす時に補助を出し、武蔵野市の土地で暮らせるような方策を取ってほしい。こちらを少し減らしてこちらを増やすというように、見える形で見直しをすればいいのかなと思う。また、子どもの貧困対策の話だが、障害児の学童があまりないように思う。あったとしてもなかなか入れない。放課後等デイサービスができ、昔より学童だけに頼らないことが多少できているが、身体障害で重度の方でも受け入れられるような学童や保育園が充実すると、親も就労でき、自分達の見通しがつくのではないかと思う。
事務局	学童なり放課後等デイサービスを希望されている方は今のところ大体使っていると認識しているが、親はそれだけで預けて働こうと決められるものではない。医療ケアが必要な重度の方の場合、お子さんが学校に行っても呼び出しがあった時のために家で待機ということもあり、お子さんを預けて働くところまでいっていないのが現状である。
委員	副委員長がおっしゃっていた図を入れるという話だが、昭和40年、50年代は所得補償の部分と現物給付で不足している部分がまとめて手当として支給されていた。その後、作業所やサービスに税金が投入され、現物給付がかなり充実していった。そうすると、手当に対する現物給付で不足する部分の割合が小さくなり、所得補償の部分がかなり大きくなるが、これをこれからどうしていくのか。施設の老朽化や新しいニーズに対して、その原資を税金でやるのか、割合が大きくなった所得保障の部分を新しいニーズに対応する形で組み替えをするのか、ということだと思う。

事務局	所得保障の意味合いが薄いところが今回の見直しの対象になるのかなと思う。資料1で手当の見直しの具体的な論点をあげているが、所得制限については、全体のバランスからいっても中堅所得以上の方は手当が必要な対象ではないのではないか。施設入所者については、施設入所者は手元に一定の金額が残り生活が成り立つような制度設計がされているので、所得補償の意味合いが薄いのではないか。年齢制限については、介護保険や子ども向け手当との比較になり、実際に受給されている方を見て見直しをしていく。支給額減額や支給対象者の厳密化については、所得補償とは別の議論になる。
委員長	年齢制限についてだが、65歳以上の方で介護保険ではなく障害で受けるサービスはあるのか。
事務局	65歳以上でも障害にしかないサービスは障害で出すようにと国で定めており、高齢のサービスがどれだけ充実しているかにもよる。例えば、視覚障害者の方の同行援護は高齢にはないサービスになるので、65歳を超えても障害のサービスが使える代表的なものである。
委員	資料1で障害者の所得保障として、社会保障審議会障害部会で①就労支援による所得保障、②障害年金、③各種手当と位置付けているが、就労支援は厚労省も力を入れてやっていると思うが、就労というのはハードルが高い。障害年金はいわゆる保険になるので、国民年金を納めていないと支給されないし、65歳までに障害の初診日がないともらえない。国としても保険制度は十分ではなく、そのあたりで難病手当は重要になってくるのではないかと。
委員	難病手当だが、23区では年齢制限、所得制限を設けている。難病の対象疾患が拡大され対象者が増えている中、限られた財源で手当を出し続けるのは厳しい。より必要な人にサービスが行き渡るように23区ではいち早く見直しがされた。また、難病は比較的高年齢の方に発症することが多いので、年齢制限をどうするかは一つの議論になる。重い方を見ていることが多いのですが、以前は重度訪問介護等、介護保険で上乘せのサービスを出すのが厳しかったが、今は大分出されるようになってきたと感じている。まだ軽症で通院されている方の問題も大きいですが、武蔵野市の場合は通院費の助成がある。難病の場合、この病院でないといけないというのがあるので、通院費の助成は大事だなと思う。

#### 4 充実を図るべき障害者福祉サービス基盤について

事務局より資料3を説明。

- ・相談支援体制の充実
- ・地域生活支援の充実
- ・社会参加の充実
- ・障害のある子どもへの支援の充実

発言者	要旨
委員	サービスの充実というのは、結局サービスを選ぶのは人になる。スキルの高い

	<p>人をいかに確保して育てるのか、職員に高いお給料を出して、良質な方を集めて、良質なサービスを提供する。これが本質じゃないかなと思う。スキルアップは当然のことながら、良質な人材の確保も含めて考えていただきたい。</p>
委員	<p>次期計画では高齢計画も障害計画も人材確保抜きには立てられない。</p> <p>高齢の場合は2025年までに要介護者が1.31倍増える見込みで、介護職員も1.31倍増やさないといけない。昨年、市内の介護保険事業所に調査をしたところ、介護職が1020人位おり、1.31倍ということになればこの10年間で320人以上確保しなければいけない。320人の人材を確保するにはどうしたらよいかの計画がないと、どんなに優れた計画も絵に描いた餅で終わってしまう。また、高齢の場合、認定ヘルパーという市独自のヘルパー制度があり、軽度者のサービスはできるだけこの認定ヘルパーの方をお願いし、国家資格等がある方は中度重度者のサービスというふうにシフトさせていく。高齢のサービス提供者の年齢が高く、人材確保・人材育成は大きな問題である。また、来年6月に関前にショートステイを入れて80床の特養施設を作る。今の段階から核となる人材を確保しておかないといけない。障害も40名定員の施設を作るとなると、少なくとも40名以上の職員を確保しなければいけない。施設を作ってもそれを実行する職員がいないということになってしまう。</p> <p>また、資料2で「市内に入所施設がない状況では、遠方の入所施設を探すしかなく、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るといふ本市の計画の理念と相反する状況にある。」となっているが、実際に市外や遠方の施設に入っている方もいるため、「住み慣れた地域で生活を継続するためには、市内で施設やグループホーム、在宅生活支援の強化が必要になっている」という書き方にしてはどうか。在宅は一人暮らしという選択肢だけではないので、もう少し多様な問題としてなぜ市内に必要かというところを書いてはどうか。</p>
委員	<p>人材の確保は非常にひっ迫した話だと思う。市民の中で自助・共助が必要だし、若い人の力も必要になってくる。市民参加から人材育成に繋がるようなものがあったらいいのかなと思う。</p>
委員	<p>横断的な課題だと思う。障害者差別解消法が施行されたので共生社会の実現へと変わってもなかなか難しい。教育の段階から変えていかないといけない。人材確保の面でいうと、施設側、事業者側が専門学校や福祉学校にリクルートに行っても、専門学校生や福祉を志している学生が少ない中で、なかなか確保できない。</p>
委員	<p>重症心身障害者が在宅で生活するには訪問介護が必要だが、以前、お願いをしようとしたら、どこの事業所も手一杯で派遣できないと言われた。近隣の区市で探しても見つからなかった。せっかく制度があっても、医療系の人材が少なく、それを有効に使えない。若い人が働くにも時給が安い、非常勤だということでは人材を確保できない。福祉は人の力なので、そういうところにも補助をしていただければと思う。</p>

副委員長	この会議の議論の範囲をどこまで広げていいのかを確認したい。
事務局	手当の見直しを10年かけてやるのではなく、ここでご議論いただき、1年後、2年後に見直しをしていく。充実させていく施策として打ち出すものは、ここ2年3年のスパン、少なくとも次期計画の期間内には実行できそうなことを挙げていく。人材確保策も全般的な考え方として報告書に書いた上で、先を見据えつつ、こういったことがまず出来るのではないかという書き方になる。
副委員長	全体としては地域リハビリテーションの理念があり、理念の中に人材確保・育成、質の問題、地域づくりなどが盛り込まれていて、その中で今回できる部分が資料3という理解でいいか。
事務局	その理解でいい。
委員	次期計画で重点的に取り組むべき充実策がないと、何のために手当を削るのかという話になってくる。前回事務局から提案があった資料の第2章が今回の資料3で、第3章は資料1、第2章と第3章をつなぐものが資料2ということでもいいか。サービスの充実が必要で、そのためには現金給付を整理してサービスの財源とするべきではないかという章が入って、検討対象とする福祉手当について、となる。資料2のタイトルは「手当の見直しの方向性」ではなく、「現行の障害者サービスの見直しの方向性」ではないか。
委員	財源シフトの話だが、所得補償の部分がある程度削ったとしても、全体を見たらかなり税金を投入しているということを明確にした方がいいと思う。
副委員長	資料3についてだが、地域生活支援の充実とすると範囲が広いので、例えば「安心して住める」など課題別の切り口にして、充実を図るべき項目の定義を課題としてきっちりあげておく。手当を見直すのが、それは安心して地域で暮らしていくことを支えるために必要で、手当がなくなったことでそれが下がるということはないと繋げられれば、少し安心して読めるのかなと思う。
委員長	現行のサポートではフォローしきれない方が増えてきていることを一定程度書いていき、今まで恩恵を受けてきた方に理解をいただくような側面も必要かなと思う。その書き方が難しいところではあるが、バランス良く書けるといいのかなと思う。
副委員長	国は就労支援というのに力を入れていて、それを補てんするような形で武蔵野市も就労支援に力を入れているということになると思うが、重点的にやっている、あるいはまだまだ足りないことがありそれを検討するなど、ただし書きのようなものがあった方がいいのかなと思う。
事務局	障害計画に就労支援の記載はあるが、特だしはしていない。就労が難しいということで相談は多いが、生活を立て直すだとか、自分の課題をしっかりと把握するだとか、就労支援の手前の段階である。将来的には就労支援を見据えてという書き方になるが、検討したい。
委員長	先ほど人的資源の話が出たが、資源の問題として社会参加の充実の枠組みに項目として入れていく方向もある。

## 5 福祉タクシー利用券の助成方法見直しについて

事務局より資料4-1、4-2を説明。

発言者	要旨
副委員長	他市に比べて武蔵野市の利用率が低いのはなぜか。
事務局	初乗り運賃の助成だからだと思う。他市は金券なので1回でたくさん使える。武蔵野市では外出機会を増やすという趣旨でこの制度が始まった。広い範囲の方に給付をし、できるだけたくさん出掛けていただくため初乗り運賃を助成している。それはそれで一定の意味があったと思うが、初乗り運賃が410円に下がれば施策として意味が薄れてしまうため、他自治体と同じような考え方に切り替えていこうと判断した。金額、券の出し方についてご意見をいただきたい。
委員	他市と同じように金券になるということか。身体障害者の場合、遊びに行くのにちょっとという楽しい使い方より、通院に使うことが多いと思う。専門の病院が武蔵野市にないので、月に1回の通院でもつながりをお願いすると7000円以上かかってしまう。60回初乗り助成のタクシー券をもらっても、60回外に出られるような状況でない方も多い。金券になればすごく喜ばれると思うし、利用率は上がると思う。
事務局	額面券の比率が自治体によって違う。タクシー券はおつりがでないので、事務局案は100円券の枚数を多くしている。枚数が多くても使いづらいのではないかなど、実際使われている方のご意見をいただきたい。
委員	細かい金額より、500円とかまとまった金額の方が使いやすいと思う。
委員	タクシー券を利用しているが、初乗りを超えて乗車すると運転手は運賃の計算が面倒くさいようである。初乗りを超えた部分での区切り方でもいいのかなと思うが、タクシーの課金はどこも一緒なのか。
事務局	タクシー会社すべてが初乗り運賃値下げの申請をしているわけではない。8割位が申請しているようだが、混在している。
副委員長	500円券と100円券の組み合わせを自由に選べるようにできないのか。
事務局	2000人の方に支給しているので難しい。組み合わせは1種類になる。
委員	今は初乗り運賃のみの助成で使い勝手が悪いので、他市に比べて利用率が低く45.7%にとどまっている。金券方式を既に導入している自治体は概ね70~75%の利用率となっているので、金券方式にすれば利用率が上がるだろうということを見越した制度設計をしなければならない。また、額面を他市の金額の平均に設定し、500円券48枚・100円券84枚とした場合、分厚い利用券になる。初乗り運賃で行ける医療機関はあまりないのではないかなれば、お釣りは出ないが500円券が多いほうが使い勝手がいい。
副委員長	100円券を多く出している市町村に、使い勝手はどうかヒアリングしてみてもどうか。実際使っている方が100円券は使いづらいとなれば、500円券をメインにする。
委員	タクシー会社としては初乗りを値下げし、短い距離でも多くの人に利用して欲

	しいということだと思うが、運賃は初乗りからいくらずつ上がるのか。武蔵野市はなぜ金券方式ではなく、初乗り運賃の助成にしていたかは先ほど事務局より説明があったが、一方で難病の通院費などは、他市がやっていない中で医療機関への通院が頻繁にある方を保障している。全体的な通院費補助と外出支援、これも社会参加の一つかもしれないが、考えていかなければいけない。
事務局	タクシーの運賃は、今までは2キロ730円で、その後280m毎に90円ずつ加算されていたが、今後は1.059キロまで410円で、その後は235m毎に80円ずつの加算となっている。加算額も安くなったが、上がり幅も短くなっている。2キロの地点では同じ730円になる。あとは細かい距離でどっちが高いかである。
副委員長	外出の機会を増やすという考え方はすごく大事なことだと思う。一方で、多様なニーズがあるなか、外出をどういう形にするかは任せていいのかなと思う。
事務局	初乗り運賃の助成の場合、初乗りが値上がりする度に予算額も上がっていた。ガソリン費助成と差が出来てしまったため、ガソリン費は1回改定をし、助成額を引き上げている。タクシー券の額面だが、今までと同額の43800円とした場合、予算額がかなりあがってしまう。初乗り運賃のみの助成で利用率が低いからできた金額である。妥当な金額は②か③あたりかなと思う。
委員	ガソリン費助成を見ると、決算額が1340万円となっており、利用率50%で一人当たりの金額を計算すると34000円程度になる。タクシー券の③に近い金額になるので、納得性の高い数字だなと思う。
委員	以前、タクシー券が使えなかったという話を聞いた。
事務局	国の制度ではないので、タクシー会社がタクシー券を受けてくれないと利用できない。タクシー券の裏面に券が使えるタクシー会社を書いてある。
委員	市内JR3駅に乗り入れするタクシー会社は、1回も断られたことがない。

## 6 今後の予定、次回の日程について

(事務局より) 最初に示したスケジュールでは、今回、実態調査の質問項目についてご検討いただくことになっていたが、実態調査のスケジュールが少しずれ込んだため、9月中に質問項目案をメール等で送付するので、次回の会議で確認をお願いしたい。

**第3回会議の開催：10月6日（木）午後6時30分より市役所813会議室にて**

## 7 閉会